

○羽咋市危険ブロック塀撤去事業補助金交付要綱

平成31年3月25日告示第15号

改正

令和3年3月31日告示第31号

令和5年3月20日告示第23号

令和7年3月28日告示第38号

羽咋市危険ブロック塀撤去事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路に面するブロック塀の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ブロック塀の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく道路をいう。なお、公共施設の避難通路を含むものとする。

(2) 危険ブロック塀 次の全てに該当するブロック塀及び門柱をいう。

ア 本市の区域内に存するコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造のもの

イ 道路に面しているもの

ウ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条若しくは第62条の8に規定する基準を満たしていないもの又は著しい傾き、亀裂等の劣化により撤去の必要があると市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 危険ブロック塀の所有者又は市長が適当と認める者

(2) 市税及び市の使用料等を滞納していない者

(3) 暴力団（羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、危険ブロック塀の全部又は一部を撤去する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 国、石川県又は市が施工する公共事業等の補償の対象となる場合

(2) その他市長が適当でないと認める場合

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用の全部又は一部とする。

2 他の助成制度を受けている場合、その事業費は補助対象経費に含めないものとする。

3 補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 撤去する危険ブロック塀の見付面積1平方メートル当たり3,000円を乗じた額
- (2) 補助対象経費の額

4 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付は、同一敷地内の危険ブロック塀に対して、1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、危険ブロック塀撤去事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 現況図（付近見取図、平面図、立面図等）
- (3) 危険ブロック塀の撤去前の写真（撤去する範囲全てを確認できるもの）
- (4) 撤去に係る見積書の写し
- (5) 危険ブロック塀撤去事業に係る同意書（様式第2号）（申請者が所有者でない場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、危険ブロック塀撤去事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の変更又は廃止)

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ危険ブロック塀撤去事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その申請の内容を審査し、危険ブロック塀撤去事業補助金変更等交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第9条 交付決定者は、第7条第1項の規定による通知を受けたときは、危険ブロック塀撤去事業補助金交付請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 危険ブロック塀の撤去後の写真（撤去した範囲全てを確認できるもの）
- (2) 撤去に要した費用の支払を確認できる領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 第1項の請求は第7条第1項の規定により交付決定を受けた年度内にしなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、危険ブロック塀撤去事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成30年6月18日以後に実施した第4条の規定による補助対象事業から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則（令和3年3月31日告示第31号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市危険ブロック塀撤去事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に工事請負契約を行う危険ブロック塀撤去に係る補助金について適用し、同日前に工事請負契約を行った危険ブロック塀撤去に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日告示第23号）

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第38号）

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市危険ブロック塀撤去事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に交付申請を行う危険ブロック塀撤去に係る補助金について適用し、同日前に交付申請を行った危険ブロック塀撤去に係る補助金については、なお従前の例による。